

平成28年4月15日

保護者 様

栃木県立宇都宮北高等学校 校 長 橋本 健一
栃木県立宇都宮北高等学校 PTA 会長 石塚 則夫

平成28年度 授業料等納入通知書兼案内書（2年生）

陽春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、栃木県立学校の授業料等に関する条例に基づく、平成28年度分授業料及び日本スポーツ振興センター掛金を下記のとおり納入してください。

また、県費外諸会費（生徒会費・学年諸経費・口座引落手数料・PTA費・教育後援費・部活動後援費・図書費・進路指導費・空調設備負担金）も下記のとおり納入してください。

PTA関係の経費（1納入金額⑥～⑪まで）につきましては、総会で決定されるものであるため、下記の金額と差異が生じた場合、再度ご通知いたします。

なお、納入にあたっては、「高等学校授業料等口座振替依頼書」で指定した預金口座から、口座振替の方法によりますので、毎月10日の振替日には振替に必要な預金残高があることを、ご確認くださいようお願いいたします。

記

1 納入金額

① 高等学校授業料	月 額	9,900円	（年額 118,800円）
② 日本スポーツ振興センター掛金	年 額	1,656円	
③ 生徒会費	年 額	6,000円	
④ 学年諸経費	年 額	50,000円	
⑤ 口座引落手数料	年 額	350円	
⑥ PTA費	年 額	4,800円	
⑦ 教育後援費	年 額	6,000円	
⑧ 部活動後援費	年 額	3,000円	
⑨ 図書費	年 額	1,200円	
⑩ 進路指導費	年 額	2,400円	
⑪ 空調設備負担金	年 額	5,040円	

2 口座振替日

- ① 授業料は、7月～9月分については3ヶ月分まとめて9月12日に口座振替となります。（4～6月分及び10月以降は毎月10日にその月分を口座振替します。）
- ② 日本スポーツ振興センター掛金は5月10日に全額納付とします。
- ③ 口座振替日は原則として毎月10日ですが、その日が指定金融機関等の休業日のときは、その翌営業日になります。

3 注意事項

- ① 授業料は保護者の所得が基準額（市町村民税所得割額30万4,200円）以上の場合のみ納入していただきます。就学支援金の受給資格の認定を受けた場合には、授業料を納付いただく必要はありません。
- ② 口座振替日に預金残高不足等により口座振替不能の場合は、当月分のみ学校窓口へ納入していただきますので、学校から納付書が届いたときは速やかに納付してください。
- ③ 2ヶ月以上授業料を滞納した生徒に対しては、停学又は退学処分にすることがあります。

2 年 生 納 入 義 務 者 各 位																
平成 28 年 4 月 15 日																
栃 木 県 立 宇 都 宮 北 高 等 学 校 校 長																
(学 校 諸 費 用 徴 収 受 任 者)																
種 別	番 号	項 目	月	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10月分	11月分	12月分	1 月 分	2 月 分	3 月 分	合 計 (年 額)
		振 替 日	4月11日	5月10日	6月10日	7月11日	8月10日	9月12日	10月11日	11月10日	12月12日	1月10日	2月10日	3月10日		
県	1	授 業 料		9,900	9,900	9,900			29,700	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	118,800
	2	日本スポーツ振興 センター掛金			1,656											1,656
学 校	3	生 徒 会 費					3,000	3,000								6,000
	4	学 年 諸 経 費			21,440	16,400	5,960	6,200								50,000
	5	口座引落手数料等			350											350
P T A	6	P T A 費						4,800								4,800
	7	教 育 後 援 費					6,000									6,000
	8	部 活 動 後 援 費			3,000											3,000
	9	図 書 費				1,200										1,200
	10	進 路 指 導 費				2,400										2,400
	11	空調設備負担金					5,040									5,040
合 計				9,900	36,346	29,900	20,000	14,000	29,700	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	199,246
(備考)																
※授業料は、保護者の所得が基準額(市町村民税所得割額30万4,200円)以上の場合のみ納入いただきます。																
※納入していただく金額は、現在予定されているものです。変更があった場合には再度お知らせいたします。																